

航空自衛隊背振山分屯基地調達仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	背振山LPS-X00013
品名 又は 件名	食器洗浄及び清掃作業等	承認	令和4年2月16日
		作成	令和4年2月15日
		改正	令和4年2月16日
			令和4年2月16日
作成部隊等名	第43警戒隊		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、基地食堂、残飯処理場及び食器洗浄場において実施する食器類の洗浄及び清掃作業について適用する。</p> <p>(2) 作業の種類 ア 食器、配食かん類の洗浄及び運搬格納 イ 食堂及び食器洗浄場の清掃</p> <p>(3) 休日等 ア 土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日とする。 イ 12月29日～1月3日の間及び官側の都合により平日から休日に振り替えた日をいう。</p> <p>(4) 平日とは、前号に該当する休日以外の日及び官側の都合により平日から休日に振り替えた元となった日をいう。</p> <p>2 作業の内容</p> <p>(1) 喫食後の食器類は手洗い後、官側の食器洗浄機で洗浄し、食器消毒保管庫に格納する。又、熱に弱い食器類及び食器類等や、官側の指定するものについては、食器消毒保管庫に格納しないものとし、洗浄後、清潔な布巾等で水分を拭き取り十分乾燥させ、官側の指定する場所に格納する。 (ただし、夕食作業終了後の食器類については、翌日の朝食作業時間に実施する。)</p> <p>(2) 配食を終了した配食かん類は、洗剤を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。</p> <p>(3) 喫食終了後、食卓備付品（ホットプレートを含む）を整理し、食卓上及び椅</p>			

子を清掃する。また、汚れている食卓備付品については、その都度洗浄及び手入れをする。

- (4) 朝食及び昼食終了後並びに交替制勤務者の夕食終了後、食堂の床を掃除機で清掃する。(ただし、休日等については、幹部食堂を除く。)
- (5) 食器洗浄機4号、水槽、その他洗浄に使用した器材は、使用后洗浄及び手入れをし、所定の場所に格納する。また、食器消毒保管庫の清掃も実施する。
- (6) 食堂及び食器洗浄場に発生したごみ、残飯類を収集し、所定の場所に運搬し残飯容器を清掃する。
- (7) 配食開始前に、食器類及び食器類等を指定の場所(食器棚)に配置及び整理する。
- (8) 配食開始前に、手洗い場を清掃し、また手洗い用洗浄液及び消毒用アルコールを指定の容器に補充する
- (9) 汚れが著しく落ちにくい食器は、つけ置き専用の容器に集積し、漂白又は、つけ置き洗いを実施する。
- (10) 食器洗浄場は、作業終了後清掃する。
- (11) その他作業に関する事項は、官側と協議する。

3 作業量

- (1) 洗浄する食器、食缶類の種類及び数量は、次を基準とする。ただし、状況により増減することがある。また、喫食人員が増加した場合においても、（最大160食）契約業者の負担において作業員を効果的に運用して時間内に完了する。

単位:個

種 類	食区分		朝 食		昼 食		夕 食	
	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
飯食器（カレー皿、どんぶり）	78	48	82	32	15	15		
汁食器	78	48	82	32	15	15		
菜皿	78	48	82	32	15	15		
洋皿	78	48	82	32	15	15		
湯飲み	78	48	82	32	15	15		
盆	78	48	82	32	15	15		
箸	78	48	82	32	15	15		
小皿	78	48	82	32	15	15		
50人用配食缶	4	3	4	3	2	2		
20人用配食缶	4	3	4	3	2	2		

(2) 清掃する食堂等の面積等は、次を基準とする。(別図参照)

区 分	面 積 等
幹 部 食 堂	39.5 m ²
隊 員 食 堂	230.4 m ²
食 堂 内 の 食 卓	25.0 個
食 堂 内 の い す	71 個
食 器 洗 浄 場 等	35.9 m ²

4 作業開始時刻及び終了時刻は、次を基準とする。

作 業 区 分	作 業 時 間	
	開 始 時 刻	終 了 時 刻
朝 食 作 業	08時 15分	11時 15分
昼 食 作 業	11時 45分	15時 00分
夕 食 作 業	15時 15分	17時 00分

5 作業の実施及び確認・検査

- (1) 官側の都合により、食器等の種類及び数量が増減する場合で、喫食者数に大幅な変更があった場合、契約業者が対応できる場合のみ実施してもらう。
- (2) 検査官は、作業の履行に立会し、衛生及び安全に注意しつつ、作業が確実に実施されていることを確認する。
- (3) 各食の作業が終了したときは、その旨を検査官に届け出て、作業確認を受けるものとする。
- (4) 作業確認及び検査の記録は属紙「検査書」によるものとする。

6 菌検索の実施

- (1) 腸内細菌検査（赤痢、サルモネラ菌を含む）は毎月実施する。
- (2) 腸管出血性大腸菌 0-157 及び 0-26 の検査は毎月実施する。
- (3) 寄生虫の検査（こう虫卵及び回虫卵）は年 2 回以上実施する。
- (4) 10 月から 3 月の間は毎月ノロウイルス迅速検査を実施する。
- (5) 上記の検査結果を翌月までに官側に提出するものとする。

7 その他

- (1) 役務に係わる物品等（食器洗い用洗剤、スポンジ等）は業者が負担する。
- (2) 作業従事者の通勤については自家用車又は契約業者の商用車とし、12 月から 3 月の間は、冬タイヤを装着するとともに、チェーン等の準備を行うものとする。
- (3) 履行場所における作業従事者については、日本国籍を有することを要し、現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者を除くものとする。
- (4) 契約業者は、作業従事者の病気、事故、休暇の取得、その他の理由により、円滑な給食業務の遂行に支障を来さないよう措置を講ずるものとする。
- (5) 契約業者は、業務の実施に関し官側の施設、設備、備品、物品等の取扱に十分注意し、損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。また作業中の従事者の事故についても、契約業者の責任において解決するものとする。
- (6) 契約業者は、作業従事者に対し、作業の安全、衛生に関する教育や指導を現場で実施するものとする。
- (7) 作業従事者は、常に清潔で衛生的な作業衣等を着用させるものとする。
- (8) 契約業者は、作業従事者が、結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合、またはその

疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、官側に対して速やかに報告するものとする。

- (9) 契約業者は、基地において災害派遣等の緊急の事態が発生した際、保全、出入等について官側の指示に従うものとする。
- (10) 契約業者は、本業務に使用する洗剤、その他の物品は、洗浄、清掃箇所や素材に応じた適正かつ品質良好なものを使用するものとする。ただし、あらかじめ官側の承諾を受けたものでなければならないものとする。
- (11) 作業従事者は、本役務を実施することにより知り得た情報（業務内容、内部事情）に関して官側の許可なく漏洩することを禁止する。
- (12) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約業者と官側で協議するものとする。

検査書

月分

作業日及び食区分		検査		備考	作業日及び食区分		検査		備考
		合否	検査官印				合否	検査官印	
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		
日	朝食	合 否			日	朝食	合 否		
	昼食	合 否				昼食	合 否		
	夕食	合 否				夕食	合 否		

※ ○印は、休養日をしめす。